

新

旧

議案第 100 号 所沢市家庭保育条例の一部を改正する条例

別表（第8条関係）

家庭保育室保育料軽減費基準額表 (単位：円)

略

備考

- 1 保育料軽減費(月額)の欄中「1人目の軽減費」とは、1人の乳幼児が家庭保育室を利用する場合の保育料軽減費をいい、「2人目の軽減費」とは、同一世帯に属する2人の乳幼児が同時に家庭保育室を利用する場合の2人目の乳幼児に係る保育料軽減費をいい、「3人目からの軽減費」とは、同一世帯に属する3人以上の乳幼児が同時に家庭保育室を利用する場合の3人目からの乳幼児に係る保育料軽減費をいう。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止に係る税額の調整については、保育所における保育料の例による。

別表（第8条関係）

家庭保育室保育料軽減費基準額表 (単位：円)

略

備考 保育料軽減費(月額)の欄中「1人目の軽減費」とは、1人の乳幼児が家庭保育室を利用する場合の保育料軽減費をいい、「2人目の軽減費」とは、同一世帯に属する2人の乳幼児が同時に家庭保育室を利用する場合の2人目の乳幼児に係る保育料軽減費をいい、「3人目からの軽減費」とは、同一世帯に属する3人以上の乳幼児が同時に家庭保育室を利用する場合の3人目からの乳幼児に係る保育料軽減費をいう。